

大阪大学 大学祭ビラ配り企画参加規約

第1条（大学祭）

大阪大学大学祭中央実行委員会（以下本会という）の運営のもと、大阪大学（以下本学といふ）のキャンパス内で実施される『いちょう祭』・『まちかね祭』を本学の大学祭（以下本祭という）とする。

第2条（参加資格）

本祭には、本学に所属する者が責任者を務める団体（以下企画団体といふ）のみが企画を行う資格を有する。但し、本祭に参加する際には本会の指定する本祭に必要な作業に参加しなければならない。

第3条（ビラ配り企画）

ビラ配り企画とは固定した出店場所を持たずにメインストリート上で勧誘ビラを配る企画を指す。

第4条（参加登録及び取消）

- 企画団体は本会が行う本祭への参加登録手続きの完了をもってはじめて大学祭において企画を行うことが認められる。
- 企画団体は参加登録手続きにおいて1人の企画責任者を定めなければならない。異なる団体の責任者を兼任することはできない。
- 同一の団体が複数の名義で参加登録を行うことは禁止とする。但し、異なる企画区分にそれぞれ参加する場合にはその限りではない。
- 企画団体は本会の定める手続きを経て、企画を辞退することが可能である。

第5条（食品の取扱）

食品を取り扱うことは禁止とする。

第6条（外部企業について）

大学祭は学生主体で行うものであり、企業協賛は控えるものとする。企業協賛を行う場合は、大学の許可を得た上で以下の項目を守らなければならない。

- 外部企業と提携した企画を行う場合、企業から連絡を受けた時点で本会に連絡し、本会に企画書を提出すること。
- 入場料など金銭が絡む場合、本祭終了後に本会に決算報告を行わなければならない。
- メインストリートにおける企業の営業行為は原則として禁止とする。

第7条（注意事項及び禁止事項）

企画団体は以下の注意事項を守らなければならない。

企画で借用する備品は丁寧に使用・管理し、破損・紛失した場合には相当額を弁償しなければならない。

本祭期間中に事故またはトラブルを起こしたときには、その責任の一切を負う。

また、本会は企画団体に対し以下の行為を禁止とする。

1. ビラ配り外の行為
2. 飲酒の強要、セクハラなどの他者に迷惑が及ぶ行為
3. 法律違反及び公序良俗に反する行為
4. 宗教活動及び過度な勧誘活動を伴う行為
5. 住所、電話番号などの個人情報を問う行為
6. 登録手続きを行わず、本会の許可なく本祭期間中に本祭会場で企画を開催する行為
7. 本祭期間中の大学構内での宴会行為
8. 事前に配布された資料・連絡された事項内の規定に違反する行為
9. その他、総会または本祭期間中に行われた本会の指示に反する行為
10. 本祭に対し著しく不利益となる行為
11. 一か所で立ち止まってのビラ配り
12. メインストリート以外でのビラ配り
13. ビラの受け取りを強要する行為

また、企画団体は以下のことを注意し、本会にその詳細を提出すること。

1. 配る人数は、1回につき6人まで
2. 配る時間は、10:00～19:00の間とする
3. ビラを配る当日は、いつでも登録した電話に出られるようにすること

第8条（違反行為に対する処分）

本規約で定めた規則に違反したと本会が認めた場合、企画団体に対し企画の改善の要求、企画自体の中止及び次回以降の本祭への参加を制限するなどの厳正な処分を与える。

附則 本規約は平成26年に行われるまちかね祭第1回総会より施行され、改廃の決定は本会が行う。